

Q & A 農業法人化

参考資料：

文献名「Q & A 農業法人化マニュアル2005」全国農業会議所発行
詳しくは上記文献をご参照下さい。

第1章 法人化のメリット

1. 法人化促進の目的

Q：農業経営の法人化が推進されていますが、そのねらいは何ですか？

A：*

- 経営改善の有効な手段
- 他産業並みの就業条件整備
- 農業が魅力ある職業となる

2. 経営上のメリット

Q：法人化した場合、経営上どのようなメリットがありますか？

A：家計と経営が分離され、経営者の意識改革が期待されます。

- 金融機関や取引先の信用力が向上します。
- 有能な人材・後継者確保が容易になります。
- 従業員の福利厚生の充実が図られます。

3. 税制上のメリット

Q：法人化した場合、税制上どのようなメリットがありますか？

A：*

- 役員報酬は給与所得になるため課税が軽減されます。
- 農業生産法人などの課税の特例が受けられます

- ・「農業生産法人にかんする特例」
- * 転作助成金の特別勘定経理と圧縮記帳
- * 特定農業法人に対する農用地利用集積準備金
- ・「農事組合法人にかんする特例」
- * 農業に対する事業税の非課税
- * 保留金課税の不適用
- * その他

4. 所得規模と法人化

Q：一定の所得規模になると、法人化した方が税制面で有利だと、聞きますが本当ですか？

A：「給与収入が多いほど給与所得控除が増加」「所得が多いほど法人化は有利」
：所得規模がおおきいほど役員報酬を多くできます。

「法人住民税均等割などの負担が発生」
「法人化には最低限の所得規模が必要」
：法人住民税均等割などの負担を考慮すれば、最低限の所得規模（役員報酬年収360万円以上）は必要になります。

5. 法人化と税・社会保険料の負担額

Q：法人化により税金や社会保険料などの負担額はどう変わりますか？

A：税負担は下がり、社会保険料は増加しますが、保険料負担により年金の受取額も増加します。

JAグループ福島県営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 024-554-3072 Fax 024-554-6022)

<http://www.ja-fc.or.jp/tyuou/onchu/index.html>

6. 法人化に対する支援策

Q：法人化に対する支援策にはどのようなものがありますか？

A：* 法人設立段階の支援（設立相談・指導）
* 法人設立後の支援（マーケティング力・技術力向上のための実践活動への助成や食品業界等との交流の場の設定等）

7. 資金借入の差異

Q：農業法人と個人では、資金の借入に違いがあるのですか？

A：法人化した場合、
* 制度資金の融資限度額が拡大します。
* 一定の要件を満たせば、無担保・務保証で最大5,000万円貸付が受けられます。

8. 法人化による新たな義務・負担

Q：法人化した場合、何か新たな義務や負担が生ずることはないですか？

A：法人化は有利な面がある反面、事務処理や金銭面での負担が伴います。

「税制」：規模が小さいと税負担が増加します。
：農地の取得をした場合には多額の税負担が発生することがあります。

「社会保険制度」：社会保険の加入に当たっては経費の負担が必要となります。

9. 法人化と社会保険

Q：法人化した場合、社会保険の取扱いはどうなるのですか？

A：一人でも従業員がいる法人は、社会保険（労災・雇用・健康・厚生年金）に強制加入となります。

第2章 農業法人の成立

10. 法人形態の選択

Q：法人化しようとする場合、法人の形態にはいろいろありますが、どのように選んだらいいのですか？

A：* 家族経営を法人する場合は、有限会社が一般的です。

* 仲間で作る組織法人、集落営農法人は、設立する法人の状況に応じ、社会型法人か農事組合法人を選択します。

11. 会社法の概要

Q：会社法が成立しましたが、その概要を教えてください。また、会社法施行後は法人形態の選択をどのように考えたらいいのでしょうか？

A：* 有限会社制度が廃止され、合同会社制度が創設されます。

現行の有限会社を廃止し株式会社に統合されました。また合同会社（日本版LLC）が新たに創設されました。

「合同会社（日本版LLC）」は持分会社として、組合的規律（定款で決定され社員自らが会社の業務執行に当たる）が適用されます。少人数での出資者（構成員）を予定した制度で、農地法改正により農業生産法人の一類型と位置付けられました。

* 最低資本金制度が廃止されます
最低資本規制が撤廃され、出資額の下限額の規制が無くなり、株式会社がつくり易くなりました。ただし、純資産額が300万円未満の場合は剰余金があっても、これを株主に配分できません。

Q & A 農業法人化

参考資料：

文献名「Q & A 農業法人化マニュアル2005」全国農業会議所発行
詳しくは上記文献をご参照下さい。

12 .農事組合法人と会社法人の差異

Q：農事組合法人と有限会社、株式会社の制度上の違いは何ですか？

A：* 農事組合法人は、組合員の共同の利益の増進を目的とする法人です。

* 有限会社と株式会社は、営利行為を目的とする法人

13 . 農業法人と農業生産法人の差異

Q：農業法人と農業清算法人はどう違うのですか？

A：農業法人とは、「法人形態」によって農業を営む法人の総称です。

* 農業生産法人は、農地を利用できる法人です。

14 . 農業生産法人の要件

Q：農業生産法人を設立する場合、何か制限があるのですか？

A： 法人組織の形態要件
「農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社（株式の譲渡制限があるもの）」のいずれかです。

構成員要件

- ・ 農地の権利を提供している者・常時従事者（原則150日以上従事）・農地を現

物出資した農地保有合理化法人・地方公共団体、農協、農協連合会・他に事業関連のある個人、法人です。

事業要件

農業と関連事業の売上が過半以上であることが必要です。

業務執行役員（経営責任者）要件

- ・ 業務執行役員の過半が農業関連事業に常時従事・その役員の内過半が年間60日以上農作業従事する事が必要です。

15 . 設立の手順と事前準備

Q：設立に当たっての手順や事前準備はどうするのですか？

A：事前の準備は具体的かつ入念に！

* 設立後の諸官庁への届出も忘れずに

「設立手順」：法人設立の事前協議 類似商号の調査・発起人会の開催 事業計画等策定 定款の作成 定款の認証（会社法人） 創立総会 出資金の払込 設立登記の申請 登記簿謄本・印鑑証明書・代表者の資格証明の交付申請 税務署諸官庁への届出

・「事前準備」：仲間・人材を集める 事業目論見書の作成 定款記載事項の検討 商号（名称）を考える 事業内容の決定 資本金の決定と準備 農地利用についての事前相談 設立手続きの日程を立てる

・「設立手続き開始」：類似商号の調査 社員の発注 印鑑証明の準備 定款の認証（農事組合法人は不要） 設立登記の申請 知事へ届出（農事組合法人のみ）

・ 設立後の諸官庁への届出

16. 法人設立の費用

Q：設立に当たっての費用はどのくらいかかるのですか？

A：法人設立費用は、20万円～35万円程度必要です。

* 法人設立に当たっては、定款の認証代、印紙代、登録免許税等の費用がかかりますが詳しくは本書の参照や県農業会議等に相談して下さい。

第3章 法人設立の留意点

17. 経営者の心構え

Q：法人設立に当たっての経営者としての心構えはなんですか？

A：事業の効率化を進めることによって、法人の内部留保に努めることが必要です。

* 農業生産法人の場合は、利益追求だけでなく、地域の振興に努力することが必要です。

18. 資産の引継ぎ

Q：個人や任意組織の資産は、法人にどのように引き継いだらいいでしょうか？

A：「不動産」は貸付けが一般的
「動産」は譲渡が一般的

19. 制度資金の引継ぎ

Q：個人や任意組織で借り入れている制度資金はどのように引き継いだらいいですか？

A：債務引継ぎ契約か、新規融資によって法人が資産を買い取ります。

20. 法人化と農業者年金

Q：法人化した場合、農業者年金に加入し

ている場合や農業者年金を受給している場合はどうなるのですか？

A：法人化した場合、

* 「カラ期間」として農業者年金被保険者期間等に合算されます。

* 旧制度の経営移譲年金の需給者が農業生産法人の構成員になれば年金は支給停止になります。

* 農業者年金も継続できます。

* 農業生産法人の構成員になれば、経営移譲年金が支給停止されます。

* 法人への貸付け(第三者移譲)で加算付き経営移譲年金が受給可能になります。

21. 法人構成員の農業者年金需給要件

Q：農業生産法人構成員の農業者年金の需給要件はどうなっていますか？

A：一定の要件を満たせば、農業者年金の旧制度の経営移譲年金、新制度の特例給付年金が需給できますが、要件が制度によって異なりますので注意が必要です。

Q & A 農業法人化

参考資料：

文献名「Q & A 農業法人化マニュアル2005」全国農業会議所発行
詳しくは上記文献をご参照下さい。

2.2 . 納税猶予制度との関係

Q：贈与税や相続税の納税猶予の特例を受けている農地を農業法人に貸したり譲渡したらどうなりますか？

A：* 贈与税・相続税猶予適用農地等を2割以上譲渡すると原則、納税猶予が打ち切られます。

* 贈与税納税猶予制度には法人化特例が増設され、法人化が可能です。

* 相続時清算課税制度により贈与された農地等には制約がありません。

* 現物出資の場合は出資しなかった農地等の納税猶予は継続します。

* 相続時清算課税制度により贈与を受けた農地は、法人への貸付けや譲渡について、とくに制限はありません。

* 納税猶予農地と農業法人設立：相続税の納税猶予を受けている場合で、農業法人を設立して、個人の農業経営者から仕入れた農産物を販売したり、個人の農業経営の耕作作業の一部を受託する場合、納税猶予対象農地の耕作作業の一部を請負わせる場合は、納税猶予は打ち切られません。

2.3 . 出資持分の譲渡

Q：農業生産法人の出資持分を譲渡する場合、どのように課税され、手続きはどうすればいいのですか？

A：* 出資持分を譲渡 譲渡益に対して20%の分離課税がされます。

* 時価を下回る価格で譲渡 相手方に贈与課税されます。

* 持分の譲渡手続き：経営継承の相手が持分を所有しておらず、新たに社員となる場合には、社員以外のものに持分を譲渡することになるので有限会社では社員総会での承認が必要です。

2.4 . 出資者の責任

Q：法人経営を行う上で、農業法人に出資した者の責任はどうなっているのか？

A：経営が破綻した場合の出資者の責任

* 「株式会社の株主」・「有限会社の出資者」・「農事組合法人の組合員」
債務の責任は負いません。自己の出資をあきらめることとなります。

* 「合名会社の社員」・「合資会社の業務執行社員」
法人の債務に無限責任を負います。農業法人の形態としてほとんど利用されていません。

2.5 . 家族経営を法人化する場合の留意点

Q：家族経営を法人化する場合、どんなことに留意したらいいのですか？

A：* 「土地などの不動産」
個人から法人へ貸付ける場合が一般的（課税が発生しない）です。

- * 「制度資金の引継ぎ」 融資対象物件を債務とともに譲渡・法人側が資金調達して個人に支払います。
- * 農業者年金では、受給者が法人の構成員になると給付が停止されます。従業員として雇用されることはかまいません。
- * 農地等の贈与税・相続税納税猶予制度の関係では、法人に農地を売ったり貸したりしたら、納税猶予は受けられません。

26 .数戸で法人化する場合の留意点

- Q：数戸の仲間と法人化する場合、どんなことに留意したらいいですか？
- A：*
- * 経営の目的や地域に応じた法人形態の選択が必要です。
 - * 個人よりも組織が優先されるので、法人設立に当たって運営についての合意が重要です。

第4章 労務管理と福利厚生

27 . 労務管理の意義と留意点

- Q：農業法人における労務管理を推進する際のポイントは何ですか？
- A：法令を遵守し、かつ、法人の目的と従業員のモチベーション（やる気）を融合させる施策が必要になってきます。
- * 労働基準法・最低賃金法

28 . 農業と労働基準法

- Q：農業法人にも労働基準法の適用がされるのでしょうか？
- A：農業法人にも労働基準法の適用はあり

ますが、「労働時間・休憩・休日」に関する規程については、適用が除外されています

29 . 労働条件

- Q：農業法人が人を雇入れる場合、労働条件に関しては、どのようなことに注意したらよいでしょうか？
- A：労働条件の明示、賃金の支払方法、年次有給休暇などについては、労働基準法等の法令を遵守するようにしなければなりません。

30 . 労働保険の適用

- Q：労働保険（労災保険と雇用保険）の適用に関する手段や保険料はどうなっていますか？
- A：労災保険は労働基準監督署、雇用保険は公共職業安定所（ハローワーク）を窓口手続きをおこないます。保険料は、支払われた賃金に一定の保険料率を乗じて計算し、年度ごとに1回、申告納付します。

31 . 社会保険（健康保険・厚生年金）の適用

- Q：健康保険や厚生年金の適用に関する手続きや保険料はどうなっていますか？
- A：健康保険と厚生年金保険に関しては、いずれも社会保険事務所を窓口手続きを行います。保険料については、標準報酬月額（給与にかかる保険料）、標準賞与額（賞与にかかる保険料）に一定の保険料率を乗じて計算し、月ごとに納付します。

Q & A 農業法人化

参考資料：

文献名「Q & A 農業法人化マニュアル2005」全国農業会議所発行
詳しくは上記文献をご参照下さい。

3.2 農業従事者の労働形態と社会保険制度

Q：農業法人の役員やパートタイマーの社会保険制度の適用については、どのように考えればよいでしょうか？

- A：*
- 役員に就いては、労働保険の特別加入、社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入が問題になります。
 - パートタイマーについては、労災保険の適用は当然ですが、雇用保険、健康保険、厚生年金保険については、加入基準があります。

3.3 小規模企業共済

Q：農事組合法人の役員が小規模企業共済に加入できるようになったと聞きましたが、どのような制度ですか？

- A：*
- 本制度は、小規模企業共済法に基づき、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業の廃止等に備えて生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備することを目的とした共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。
 - これまで、個人事業主である農業者のほか、有限会社、株式会社等の役員は、加入がみとめられていました。

第五章 集落営農の法人化

3.4 集落営農の組織化・法人化の目的

Q：集落営農の組織化・法人化が推進されていますが、そのねらいは何ですか？

A：集落営農の組織化・法人化のねらい地域の農業を担う「効率的かつ安定的な農業経営」として育成することです。

3.5 法人化のメリット

Q：集落営農を法人化するメリット等は何ですか？

A：集落営農を法人化するメリット労働生産性の向上やコスト低減
対外信用力の向上等による経営発展の可能性の向上

3.6 法人化の手順

Q：集落のリーダー等の意志統一と方針決定

集落ぐるみの話し合いと合意形成

集落営農の組織化

法人設立の手続きの実行

3.7 体制づくりと合意形成のポイント

Q：集落営農の組織化・法人化に向けた体制作りと合意形成のポイントは何か？

A：集落のリーダー等の意識統一と方針策定をまず行い、次に集落ぐるみの話し合いと合意形成を図ることが必要です。集落リーダー等の意志統一と方針策定のポイント

1) 話し合いの体制づくり

2) 検討会の実施

集落ぐるみの話し合いと合意形成のポイント

1) 現状認識と組織化・法人化の意義の理解促進

2) 経営方針の検討と作成

38. 法人の役員要件と集落営農の法人化

Q: 2種兼業農家中心の集落営農を法人化する場合、農業生産法人の役員要件をどのようにクリアすればいいのでしょうか?

A: 役員の過半が農業の常時従事者「原則年間150日以上」である構成員であること(役員全体の過半)。

のうち過半の者が農作業に従事「原則年間60日以上」すること。……

例外措置を適用もできます

39. 補助事業等で取得した財産

Q: 補助事業等で取得した機械・施設等の財産の引継ぎはどうなりますか?

A: * 補助金で取得した財産は、承認を得れば、法人に引き継ぐことができます。

* どのような方法が有利か、補助金返還や税制上の取扱いについて色々なケースがありますので、詳しくは本誌や県農業会議にご相談下さい。

40. 集落営農を法人化の留意点

Q: 集落営農を法人化する場合、どんなことに留意したらいいですか?

A: 法人化の具体的な検討の前に重要な事項

集落そのものの目的の明確化を図ることです。

今までの取組みの検討

今後の経営ビジョンの構築

土地利用改善団体における話し合い

41. 法人化に当たっての検討事項

Q: 法人化に当たって、どんなことについて検討すればいいのですか?

A: 個別課題の把握と課題解決に向けた対応
支援体制や専門家からサポートが受けられる体制整備が重要

代表者の選定

業務分担のルールの検討

利益配分のルールの検討

出資のルールの検討

中心的な農業従事者の確保

農業生産法人の要件の検討

農地集積の手法の検討

農業機械・施設等の資産の整備と処分

大規模農業者層との調整

支援体制の確保

第6章 その他農業法人関連事項

42. 土地利用型農業の法人化の意義

Q: 土地利用型の農業経営の法人化は、地域においてどんな効果があるのですか?

A: * 耕作放棄の防止、転作の推進、地域農業の維持システムの構築、担い手の育成などが期待できます。

* 特定農業法人は、農地の利用・管理、地域コミュニティの活性化につながります。